

## 実務補習規程第 24 条第 1 項に定める懲戒に関する指針

制 定 平成 30 年 11 月 27 日

最終改正 2021 年 3 月 31 日

### 1. 目 的

本指針は、懲戒が適切に行われるよう、実務補習規程（以下「規程」という。）第 24 条第 1 項に定める懲戒の種別及び各懲戒に該当する行為、処分量定の決定に当たっての考慮事項、懲戒の手続き等を定める。

### 2. 懲戒の種別

#### (1) 退所

補習生の地位並びに取得した成績及び単位を取り消す。

#### (2) 実務補習の履修の停止

補習生の行った行為を戒めて反省を求める宣誓書を代表者に提出させたうえで、180 日以内の期限を付して実務補習の履修を禁止する。

#### (3) 戒告

補習生の行った行為を戒めて反省を求める宣誓書を代表者に提出させたうえで、将来にわたって同様の行為を行わないよう文書により注意する。

### 3. 各懲戒に該当する行為

#### (1) 退所

法令に違反して禁錮以上の刑に処せられたときや重大かつ悪質な規程違反のほか、他の実務補習生に著しい迷惑をかける行為、故意または重大な過失による施設や備品の損壊その他実務補習生として著しく適性を欠いており、研修を継続させることが適当でないと認められる行為、継続在籍料の未納が 1 年以上続いた場合

#### (2) 実務補習の履修の停止

法令に違反して罰金の刑に処せられたときや重大かつ悪質な規程違反のほか、他の実務補習生に著しい迷惑をかける行為、故意または重大な過失による施設や備品の損壊、その他実務補習生として著しく適性を欠いていると認められる行為（前号に該当する行為を除く。）

#### (3) 戒告

法令や規程の重大な違反のほか、他の実務補習生に迷惑をかける行為、施設や備品の損壊、その他実務補習生として適性を欠いていると認められる行為（前 2 号に該当す

る行為を除く。)

#### 4. 処分量定の決定にあたっての考慮事項

具体的な処分量定の決定に当たっては、以下に掲げる事項のほか、日ごろの補習態度や当該行為後の対応等も含め総合的に勘案するものとする。

- (1) 当該行為を行った動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 社会に与える影響
- (4) 他の実務補習生に与える影響
- (5) 過去の懲戒処分の有無

#### 5. 懲戒に伴う措置

##### (1) 実務補習の履修の停止の場合

実務補習の履修の停止における規程第 24 条の 2 に定める措置は、当学年で取得した成績又は単位の全部又は一部の取消しや職業倫理に関する実務補習科目の再履修を標準とし、前項に定める考慮事項を踏まえて決定する。

##### (2) 戒告の場合

戒告における規程第 24 条の 2 に定める措置は、職業倫理に関する実務補習科目の再履修や考査の受験制限又は課題研究における研究報告書の提出制限を標準とし、前項に定める考慮事項を踏まえて決定する。

#### 6. 懲戒手続

- (1) 各実務補習所又は支所においては規程第 24 条第 1 項に定める懲戒の検討が必要な事案が発生した場合、全国実務補習所運営会議ですみやかに審議を行う。審議にあたっては、補習生からの弁明の機会を設ける。
- (2) 全国実務補習所運営会議では、当該事案の事実経緯に基づき、過去の事例を参考にして、行状の程度を勘案した処分量定及び規程第 24 条の 2 に定める措置に関する審議を行い、処分量定及び必要な措置について代表者及び協議会に具申する。
- (3) 全国実務補習所運営会議の審議の結果、退所又は実務補習の履修の停止とすることが相当であるとした場合は、協議会の議を経て、その補習生を退所させ、又は実務補習の履修を停止させることができる。
- (4) 全国実務補習所運営会議の審議の結果、戒告とすることが相当であるとした場合は、協議会に報告したうえで、代表者がその補習生を戒告することができる。
- (5) 代表者は、補習生に懲戒を行う場合、懲戒の種別、懲戒理由及び懲戒を行った年月日について、当該補習生に通知する。

#### 7. 懲戒の公示

規程第 24 条第 1 項の懲戒を行ったときは、懲戒の種別、懲戒理由及び懲戒を行った年

月日等を実務補習生専用ウェブサイトにて懲戒の決定を通知した日から1か月間公示する。  
ただし、補習生の氏名及び補習生番号は明記しないものとする。

#### 8. その他の教育的措置

補習生において、懲戒には該当しないものの、見過ごすことのできない規程違反、過失による軽微な施設や備品の損壊などの非行があったときは、事案の発生した実務補習所の所長の指示に基づき、当該実務補習所の運営委員会委員長は文書または口頭で嚴重注意を行うことができる。

なお、嚴重注意を行った場合には、全国実務補習所運営会議に報告するものとする。

#### 附 則

この指針は、平成30年11月28日から施行する。

#### 附 則

この改正指針は、2021年11月1日から施行する。